

「自然」の声を聴け

—英米文学における“Nature”をめぐる—

(6)

村田和穂

<令和7年1月9日受理>

Listen to the Voice of “Nature”

—With Special Reference to “Nature” in English Language Literary Works—

Paper Six

MURATA Kazuho

The sixth paper investigates the uniqueness of “Nature” in Defoe’s *Conjugal Lewdness* (1727). Although the title of this work is rather sensational, the contents are very serious and discuss morality regarding marriage and sexuality. Defoe reveals the various realities of marriage and sexual promiscuity in early eighteenth-century England and preaches the ideal through his severe criticisms of those realities. In these descriptions, the word “Nature” is employed authoritatively and effectively. At the same time, the passages in which “Nature” occurs also contain moralistically important words such as “God,” “Reason,” and “Modesty.” The aim of this study is to discover the meaning and role of “Nature” in the context of sexual morality and to read Defoe’s true intentions, through examining the relationship between “Nature” and such other words.

TO Love and not to Marry, is **Nature**’s Aversion; to Marry and not to Love, is **Nature**’s Corruption; ...

(Defoe: *Conjugal Lewdness*, Chapter VII)

(愛していて結婚しないのは**自然**の嫌悪であり、結婚していて愛さないのは**自然**の腐敗である)¹

(デフォー：『夫婦間の淫猥』第7章)

I はじめに

イアン・マッケラン (Sir Ian McKellen 1939-) というイギリスの俳優をご存知だろうか。彼はシェイクスピア劇の名優として知られるが、一般には映画「ロード・オブ・ザ・リング (The Lord of the Rings)」三部作 (ピーター・ジャクソン監督 2001-2003) で主人公を助ける魔法使いガンダルフ (Gandalf) を演じた俳優と言った方がイメージしやすいかもしれない。マッケランは俳優としてだけでなく、「1988年同性愛者であることを公言し、エイズ患者援助基金設立や同性愛者平等権獲得のための活動でも有名」(『リーダーズ・プラス』) である。その彼が雑誌「タイ

ム (TIME)」2012年12月24日号の“10 Questions”というインタビュー記事で、「あなたはホテル (に備え付け) の聖書からレビ記の18章を今もビリッと破っているのですか (Do you still rip Leviticus 18 out of hotel Bibles?)」という奇妙な質問を受けている。この質問に対し、マッケランは「はい。中にはそのページを束ねて〈家の一番狭い部屋に飾る (貼り付ける) なら、それもいいよね〉と言って送ってくる人もいますよ (Yes. And I have people who send me the page, tied together, saying, ‘If you want to hang that up in the smallest room in the house, that’ll do.)」とユーモラスに回答している。さて、旧約聖書に収められているレ

¹ 引用箇所における太字および下線は全て筆者による (ただしイタリック体は原文のまま)。また引用英文につけた日本語訳は全て筆者によるものである。

ビ記18章には何が書かれてあるのか。一言で言えば、それは性行為についての掟である。そこには「汝は～をしてはならない (Thou shalt not ~)」という禁止表現が羅列される中、同性愛者のマッケランにそのページを破らせる程の怒りに駆り立てたと思しき掟は22節のことだろう。そこには次のような言葉がある：「汝（注：男性を指す）は女と寝るように男と寝てはならない。それは忌まわしいことである (Thou shalt not lie with mankind, as with womankind: it is abomination.²)」。この掟によりキリスト教（およびユダヤ教）の国で生きる同性愛者はどれほどの精神的苦痛を味わったのかは想像に難くない。なぜなら、神が「汝は～してはならない」と言ったからには、これは即「神の法 (The Laws of God)」になるからだ。この法（掟）の影響力の大きさは英米文学作品からも辿ることができる。例えば、18世紀の作家デフォーは『夫婦間の淫猥 (Conjugal Lewdness)』(1727)³ という作品で以下のように述べている：

A Man is to be executed for Sodomy; **Nature and the Laws of God** require it; (p. 35)⁴ (人はソドミー（注：同性間の性行為、このコンテキストでは男色を指す）を犯せば処刑されなければならない、なぜなら**自然と神の法**がそれを要求するからである)

男色を犯した者は処刑されなければならないとは実に残酷な宣告である。〈神の法が要求する〉のは、レビ記18章22節に基づけば、一応理解はできる。筆者がここで気になるのは、「神の法」と共に（否、細かいことを言えば、語順的には「神の法」よりも先に）「自然」が処刑を要求する、ということなのか。

今回の考察では、デフォーの『夫婦間の淫猥』に出てくる「自然」に焦点を当てながら、前回までの考察に新たに気づいたことなどを加筆したい。

II 『夫婦間の淫猥』における「自然」

デフォーが1727年に発表した『夫婦間の淫猥』は、『ロビンソン・クルーソー』(1719) から『ロクサー

ナ』(1724) に至る約6年の間に取り組んできたフィクションの執筆を放棄した後に発表したいくつかの長編作品の中の一つである。塩谷 (2011: pp. 398-9) の言葉を借りれば、この「奇妙な題の作品は（中略）夫婦の性における精神的、肉体的健康管理を書いている。つまり夫婦関係のマニュアル本」ということになる。確かに、この作品を精読すれば、タイトルこそ扇情的だが内容は極めて真面目なもので、男女の結婚に関する諸問題と性倫理を説いていることがわかる。デフォーはピューリタンの流れを汲む「非国教徒 (The Dissenter)」なので、とりわけ結婚生活や性に関する道徳には非常に厳格な考えを持っていたようだ。自堕落な女性たち、モル・フランダーズやロクサーナをヒロインに据えた（同名の）フィクションを書いたのは当時の読者に娯楽だけでなく（反省を促すための）教訓を提供するためでもあったことを現代の読者は念頭におく必要がある。

この作品の短い「序文 (The Preface; p. 25)」の冒頭で「私は（今の）時代の卑しい**自然**（本性）をよく理解している (I AM so sensible of ... the **ill-nature** of the Age)」と述べ、「英国国民のモラルの恐るべき崩壊 (the dreadful Ruin of the People's Morals)」や「慎み深さや礼儀作法の（国民の）明らかな軽蔑 (the apparent Contempt of Modesty and Decency)」を深く憂いている。「著者 (The Author)」⁵ はこの作品の執筆に取り組んで約30年になるが、「自分としてはこれを発表することについては気が進まない (he has been reluctant as to the publishing it)」と言いながらも、老境に差し掛かった今、「罪人の改心を真摯に目指しながら（中略）この風刺作品をもって自分の生涯を終える (Sincerely aiming at the Reformation of the Guilty, ... he closes his Days with this Satyr;）」と決意を表明している。

この「著者」渾身の作品、『夫婦間の淫猥』の「序章 (The Introduction)」は以下のような言説で始まる：

² 聖書からの引用は全て『欽定訳聖書 (The King James Bible)』(1611) からである。

³ この奇妙な邦題は塩谷 (2011: p. 398) から借用したが、正確な訳である。

⁴ 『夫婦間の淫猥』からの引用は Pickering & Chatto 社のデフォー全集の「宗教的及び教訓的著作集 (Religious and Didactic Writings of Daniel Defoe)」第5巻に基づく。

⁵ ここでの「著者」はデフォー自身を指すと思われるが、完全に一致するとも言いがたい。この作品の表紙 (p. 23) に記されているのはタイトルと要旨のみで、著者名の記載はない。そのため、引用した言説はデフォー独特の韜晦戦術と言えるかもしれない。1727年に刊行されたこの作品は確かにデフォー最晩年 (1731年死去) の作品にあたるが、この後もわずかではあるが数作品を発表している。

IT is certainly true, that Modesty⁶ is no natural Virtue; (p. 29) (慎み深さが自然の美德ではないのは確かに真実である)

『オックスフォード英語辞典 (*The Oxford English Dictionary*, online edition)』(以下 *OED*) の定義にも見られるように、ここでの「慎み深さ」は女性にふさわしい美德として当時求められていたものだが、この美德は「自然の」、つまり「生まれながらのもの」ではない、とデフォーは見做している。⁷

デフォーはこの見解の根拠を旧約聖書の「創世記」3章のアダムとイヴが蛇に唆されて禁断の木の実を食べるエピソードに置く。デフォーはそもそも「二人は自分たちが裸であることを知らなかった (they knew not that they were naked; p. 29)」⁸ ことに着目する。3章の内容をかいつまんで説明すれば、二人は禁断の木の実を食べると自分たちが裸であることを知り、イチジクの葉を縫い合わせ、腰に巻く(7節)。神が顕われると二人は木々の間に身を隠す(8節)。神に呼ばれたアダムは「私は裸だったので、怖くて隠れたのです」と言い訳をする(10節)。性器を隠したり、神の目を避け木陰に隠れたり、言い逃れをするこの一連の行為はイノセンスの喪失と罪の意識の目覚めを表している。この背信行為に対し神は二人に永遠の罰、イヴには「産みの苦しみ」、アダムには「食物を得る苦しみ」(16-17節)を与えるのだが、デフォーが特に注目するのは続く21節「主なる神はアダムとその妻のために皮の着物を造り、彼らに着せられた (Unto Adam also and to his Wife did the LORD GOD make Coats of Skins, and clothed them. p. 30)」という箇所である。このことで、人間はイノセントではない故に、もはや裸でいることは許されず、「我々人間には礼節を守らなければならない天の拘束がある (we have the Sanction of Heaven to enforce the Decency; p. 30)」と説く。このコンテキストでは「自然」が以下のように用いられる：

God having then appointed, and Nature compelled Mankind to seek Covering, all the Pretences for going

naked on that account are at an End; (p. 30) (神が定め、自然が人類に体を覆うものを求めるよう強制したので、裸でいることの言い訳はすべて終わったのである)

デフォーは人間が裸でいるのを止めたのは「神が定め」、それによって「自然が強制した」ためと解釈する。神への畏れと崇拝は「宗教心、信仰 (Religion)」に繋がっていく：

NATURE and Religion having thus introduced Decency, the strict and religious regard paid to that Decency is become a Virtue; essential *Virtue*, and is so in all the requisite Parts of *Virtue*; I mean, those which are understood as commanded by the Laws of GOD, or by the Laws of NATURE; and this is MODESTY, as it is the Subject of our present Discourse. (p. 30) (自然と信仰心がこのようにして礼節を導入したので、その礼節に払われる厳格で宗教的な敬意は美德、本質的な美德となり、美德の必須の部分すべてにおいてそうなる。つまり、神の法、あるいは自然の法によって命じられていると理解される部分である。そしてこれが「慎み深さ」であり、これが私たちの今回の論述の主題である)

「神の法」あるいは「自然の法」という言い換えにより、デフォーにおいてはこの二つの法は表裏一体の関係にあるという認識が窺える。以上は「序論」での議論であり、この後ようやく本論に入っていくのであるが、この作品の各章の「見出し (chapter-heading)」にはその章の「内容の要旨 (summary of contents)」が記載されていて、第2章の「見出し」は注目に値する：

Of Matrimonial Chastity, what is to be understood by the Word; a Proof of its being required by the Laws of God and Nature, and that wrong Notions of it have possess'd the World. ... (p. 55) (結婚の貞操について、(聖書の) 言葉で理解されなければならないこと。すなわち(このことは) 神と自然の法によってそれが要求されていることの証拠と、それについての誤った概念が世

⁶ *OED* (s.v. modesty, n. 2.) には “Decorum, propriety; scrupulous sobriety of thought, speech, conduct, etc.; natural avoidance of coarseness or lewdness. In early use regarded as a virtue proper to women, and often discussed as such.” (礼儀正しさ、思慮深さ、言葉遣い、振る舞いなどに対する慎重さ、粗野さや猥褻さを自然に避けること。初期の使用では女性にふさわしい美德と見なされ、そのようなものとしてしばしば議論された) とある。

⁷ デフォーの見解と「猥褻さを自然に避けること」(註6の下線部参照) と定義した *OED* の編者の見解と一致しないのは興味深い。

⁸ この箇所は使用テキストの注釈に「創世記」2章25節に基づく、とある。ただし、「欽定訳聖書」における該当箇所は “And they were both naked, the man and his wife, and were not ashamed.” (男もその妻も二人とも裸であったが、恥ずかしいとは思わなかった) となっている。

界を支配していることについて（後略））

「結婚の貞操」が「神と自然の法によって要求されている」ことから、〈はじめに〉で触れたソドミーに関して「（神だけでなく）自然も処刑を要求する」という論理が成り立つのかもしれない。

では、次の2つの引用に見られる“the GOD of Nature”はどのように考えればよいのだろうか。最初の例は第1章からである：

Let not that Mistake be their Protection in the Breach of the Laws of Nature, and despising all the limitations of Decency and Modesty; there are Laws and Limits plac'd by Nature, nay, let me say, by the GOD of Nature, even to the conjugal Embraces; (p. 45)（その誤り（夫婦の契りを汚すこと）が自然の法（掟）の違反、すなわち礼節や慎み深さのあらゆる制限を軽視する彼らの保護とならないようにせよ。夫婦間の抱擁においてさえ、自然によって、いや、自然の神によって定められた法と制限があるのだから）

「自然」と一旦述べた後で“nay”とそれを否定し、「自然の神」と言い換えるレトリックが観察される。次の例は第2章からで、ここでは「自然」と「自然の神」が“and”で等位接続されている：

I am far from adding to the Restraints that Nature, and the GOD of Nature have laid upon us, but am for shewing you what Restraints they are; (p. 56)（私としては、自然と自然の神が私たちに課した制約にさらに付け加えることは全くないが、それがどのような制約であるかは示すつもりである）

下線部“the GOD of Nature”を便宜的に「自然の神」と日本語に置き換えたが、そもそもこのフレーズ自体が〈曖昧 (ambiguous)〉な表現である。というのも〈自然、すなわち万物、物質世界を支配し統括する神〉というオーソドックスな解釈と同時に、“of”を「同格」の意味に採れば〈自然という神〉という解釈も成り立つからだ。ただ、どの程度意図的なかは分からないが、デフォーは多くの作品で「自然」即ち「神」という見解を暗示する傾向があるのは注目すべきである。

第3章の見出しは「結婚の目的と理由、そして結婚後も夫婦間には慎み深さと礼儀正しさが求められ、その違反が結婚生活における淫行の第一の原因とな

ること (Of the End and Reason of Matrimony, and that there is a needful Modesty and Decency requisite even between a Man and his Wife after Marriage, the Breaches of which make the first Branch of Matrimonial Whoredom. p. 62)」となっていて、見出しに「自然」という語は見当たらないが、この章の本文には「自然」に関するデフォーの性倫理に対する考えと「自然」の興味深い用例が多く観察される。

デフォーは本章で結婚後も夫婦の間には礼節と慎みしが必要であることを説く。そのようなコンテキストで、「自然」と「神」の影響力の相違に焦点が当てられる：

It is evident in many Cases, too many, had it not pleased GOD to suffer it to be so, that the Laws of Nature have a much stronger Influence upon us than the Laws of our Maker; and this is especially remarkable in those Cases, where the Laws of Nature seem to give some Latitudes which the Laws of God, and Institutions of his Providence, have thought fit to limit and restrain. (p. 63)

（多くの場合、神がそうであること（注：夫婦間の性のモラルに反すること）をお許しにならなかったとしても、あまりにも多くのケースで、自然の法が創造主の法よりも我々にはるかに強い影響を及ぼしているのは明らかである。そして、これは自然の法が、神の法と神の摂理の制度が制限し抑制するのが適切とこれまで考えていたいくつかの自由を（私たちに）与えているように見えるケースで特に顕著である）

次の引用では、「自然（の法）」と「神（の法）」の対立が見られる：

THE Laws of Nature dictate the propagation of Kind by the intercourse of Sexes; the Laws of GOD subsequent to those of Nature, limit and restrain the Particulars of this Propagation, namely, that the Man (by Man there is to be understood Man or Woman) should be allowed one Woman at a time, that they be bound together by the sacred Bonds of Matrimony indissoluble, after once engaged in, and therefore sacred, and to be inviolably adhered to, and preserved by both Parties. (pp. 63-64)（自然の法は、男女の性交による種の繁殖を命ずる。自然の法の後に続く神の法は、この繁殖の詳細を制限し、抑制する。すなわち、男性（“Man”は通常男性または女性を意味するが）は一度に一人の女性と交際することを許され、二人は、一度婚

約したら解消できない神聖な結婚の絆で結ばれ、したがって神聖であり、双方がそれを侵すことなく遵守し、維持しなければならない)

下線部の「～の後に続く (subsequent to)」は順序だけでなく時間の差も示している。先に「自然」が人間を放埒にしようと働きかけるのに対して、「神」は後からそれを懸命に抑制するという構図が興味深い。このように、性のコンテクストを通して、人間の「自然」には欠陥があり、そこに腐敗した「傾向 (principle⁹)」があることをデフォーは見る：

IT is true, that there is a corrupt Principle inbred and indwelling, taking a kind of Possession, too much in Man's Nature, degenerated as it is by the Fall; this corrupt Principle dictates the Propagation of the Kind, that is, as a Law of Nature, but does it without regard to the limitations imposed by Heaven upon the Branches; (p. 64) (確かなことだが、人類の堕落 (アダムとイヴの原罪) によって今のように退化 (悪化) した人間の自然には、生まれつきの、内在する、ある種の強迫観念を持った腐敗した傾向が多量にある。この腐敗した傾向は種の繁殖を、すなわち、自然の法として命ずるのだが、天によって枝分かれしたものに課された制限など構わずにそれを行う)

次の引用では、「自然」と「神」は合意に達するも、「自然」の中の「腐敗した傾向」はそれを認めようとしない：

When those Limitations are obeyed and submitted to, I mean, the Limitations of Matrimony, there are (as I have observed) yet farther Limitations, which the Laws of Nature concur with the Laws of GOD in, and which the Man is obliged to observe, tho' this corrupt Principle would fain evade and avoid them; (p. 64) (これらの制限が遵守され、つまり結婚の制限に従う際には、(私が観察したように) さらなる制限があり、そこでは自然の法が神の法と同意 (一致) し、人間はそれを遵守しなければならないのだが、この腐敗した傾向はそれを回避し避けようとする)

次に、デフォーは妻が月経期間にある場合に言及する。ここで興味深いのは、「自然」と「礼節」が等位構造で使用されている：

As I am speaking to the married Persons only, in this Part, I need explain my self no farther than to say, there are Bounds and Measures, Times and Seasons, which Nature and Decency always dictate to them, and will regulate too, and teach them to regulate between themselves their most intimate conjugal Delights and Embraces: (p. 64) (この部分では、結婚した人だけを対象にしているので、これ以上説明する必要はないが、自然と礼節が彼らに常に命令し、また最も親密な夫婦間の喜びと抱擁を今後も規制し、規制することを教える、境界と基準、時と時節というものがある)

上記の引用、特に下線部が暗示していることは、夫婦であっても妻の生理中は性行為を慎まなければならない、ということである。実際、聖書のレビ記18章19節に「また、女が不浄のために隔離されている間は、その女に近づいて裸を暴いてはならない (Also thou shalt not approach unto a woman to uncover her nakedness, as long as she is put apart for her uncleanness.))」と記されていることと密接に関係しているのは言うまでもない。このコンテクストでは、「自然」自らがこのような行為を糾弾する：

I hope I have hitherto kept the Bounds of Decency, and given no Offence, though I am reproving one of the most notorious Breaches of conjugal Modesty; a thing even Nature her self abhors, tho' Nature vitiated may be said to be the Occasion of it; I say, Nature, under any just Regulation of Sense, Nature, abstracted from criminal Habits, abhors it; and, which is more, Nature speaks plainer in her Reproofs of that Crime than I dare do, while the Product of those impure and unlawful, however matrimonial Liberties, carry the indelible Marks of their Parents unhappy Excesses and Intemperances in their Faces, and on the blotch'd and bladdred Skin of their Posterity for many Years, nay, to their dying Days. (pp. 64-65) (これまで私は礼儀の境界を守り、(読者に) 不快な思いをさせていないことを

⁹ OED s.v. principle, n. I.2. "An original or native tendency or faculty; a natural or innate disposition, esp. as motivating some action. Now chiefly *Psychoanalysis* (esp. in Freudian theory): see pleasure principle n., reality principle n." (本来のまたは生来の傾向または

能力。特に何らかの行動を動機付けるものとしての自然または生来の気質。現在は主に精神分析 (特にフロイト理論) で。快楽原則 (n.)、現実原則 (n.) を参照)

願っているが、私は夫婦の慎み深さに関する最も悪名高い違反の一つを非難している。それは自然 (の女神) 自身でさえも嫌悪することなのだが、そもそも墮落した自然こそがその原因だと言えるかもしれない。つまり、自然は、正当な感覚の規制のもとでは、犯罪的習慣から切り離された状態ではそれを嫌悪する。さらに、自然はその罪の非難においては、私が敢えて言うよりももっとはっきりと語っている。つまり、不純で違法だが夫婦間の自由の産物はその親の不幸な乱行と不節制の消えない痕跡を彼らの顔に、そして子孫のしみだらけで腫れ上がった肌に長年、いや死ぬまで残すのだ)

礼節を守らなかった人々の肉体に「消えない痕跡」が顕れることをデフォーは「自然は語る」と表現している。しかしながら、このような痕跡が肉体に顕れる当事者もしくはその親の全てが「自然」に反した行為をしたわけではないだろう。この辺りの議論については、科学的 (医学的) というよりも、宗教的 (道徳的) な問題であり、その意味では少々 (迷信的 (superstitious)) とと言えるかもしれない。これに続く引用では、「自然」が擬人化され (その場合、「造化の女神」と言うイメージが付与される)、人称代名詞「彼女」が多用される：

As if **Nature** had declared to them, that **she** was able to shew **her** Resentment for the Breach of **her** tacit and secret Inhibitions; and that though they broke in upon **her** in secret by the power of an inflamed and vitiated Appetite, and thought themselves out of the reach of Punishment, yet that **she** was able to do **her self** Justice upon them, in a manner that they could not escape, and which should fix a lasting Infamy upon both Offence and the Offender, by a Punishment which they should neither be able to avoid nor to conceal. (p. 65) (あたかも 自然 が彼ら (違法な「自由」を楽しむ夫婦) に、彼女 が定めた暗黙の秘密の禁忌を破ったことに対して 彼女 の怒りを見せつけることができると宣言したかのようだった。そして、彼らは火がついた穢れた情欲の力で密かに 彼女 に邪魔立てし、自分たちには罰が及ばないと思っていたものの、彼女 は彼らが逃れられない方法で彼らに対して自ら裁きを下すことができ、彼らが避けることも隠すこともできない罰によって、犯罪と犯罪者の両方に永遠に続く醜行の汚名を負わせるはずである)

以上のように、人間の「自然」に反する性的嗜好を批判する際には、野生の動物の方が人間よりも「慎

み深い (modest)」ことを指摘する：

I need say no more to this, but to remind those that are guilty, that the more modest Brutes of the Forest, who obey the Laws of Sense, and follow the Dictates of meer Nature, do not act thus: ... they all observe them strictly and suitably to the Reasons of Nature. Man and Woman only excepted. (p. 65) (罪を犯した人々に思い出させるにはもはや以下のことしか言う必要はない、つまり、森の (人間よりも) 慎み深い獣たちは、感覚の法に従い、混じりけのない自然の命令に従うので、このような行動はしないということである。(中略) 野生の獣たちは皆 自然の理 (ことわり) に従って厳格に適切に時節を守っている、ただ (人間の) 男と女を除いては)

デフォーの「混じりけのない自然 (meer Nature)」については、拙論 (村田 2023: p. 22) ですでに説明した。ここで注目すべきは「自然の理」である。“Reason”が複数形で使用されているので、ここでは〈理由〉の意味合いが強いのは確かだが、この語は〈理性〉の意味も内包する。

同3章では、デフォーはさらに「姦淫 (Fornication) を犯す」、すなわち結婚しているのに妻でない女性と関係する男にも非難の矛先を向ける。「その男は自分自身のベッドを汚し、自分の妻を危険にさらし、自分の血を汚し腐敗させ、自分の種族に伝染病と毒を撒き散らすのだ (The Man defiles his own Bed, exposes his own Wife, contaminates and corrupts his own Blood, spread Distempers and Poison upon his own Race, p. 67)」と手厳しい。デフォーは情欲を「自身の理性によって制御できない (ungovernable by his Reason)」文明人 (当時のイングランド人) よりも、むしろ森の獣や未開人や黒人の中に「自然」と「理性」の調和を見出す：

LET such Men go not to the Forest and the Beasts only, for they act from a much better Motion, but to the more rational, more moderate and better governed Savages of the *Indies*, *East or West*, to the Negroes of *Africa*, the *Potiguara's* of *Brasile*, nay, to the very *Hottentots* of *Monomotapa*, and the *Cape of Good Hope*; they will find Reason and Nature too prevails among them to act quite otherwise, and that while Reason and Nature concur in arming them against it. (p. 67) (そのような男たちを、もっと善良な動機で行動する森の獣のところだけではなく、より理性的で、より穏健で、より抑制さ

れた東西のインド諸島の未開人、アフリカの黒人、ブラジルのポティグアラ族、いや、モノモタパのホッテントット族や喜望峰の人々の元に行かせるがよい。そうすれば、理性と自然が彼らの間ではあまりにも優勢で、全く違う行動はとれないことが分かるであろうし、理性と自然が一致して、彼らに姦淫に対して武装していることも分かるであろう）

この引用では“A and B”という等位構造で「自然」が「理性」と並置されている。この組み合わせが18世紀の理想であることはすでに指摘した（村田 2023: p. 23; 特に註4 参照のこと）。この用例において「理性」が「自然」の前に置かれているのは、冷静沈着な「理性」が自由奔放な「自然」を抑える役目を果たしていることが意図されているように思われる。というのも、性倫理のコンテキストでの「自然」は常に危険な意味合いを帯びるからである。この引用文を読むと、以前、拙論（村田 2020: pp. 1-2）の冒頭で紹介した映画『ツリー・オブ・ライフ』の修道女の言葉にある〈二通りの生き方〉、“the way of grace” 即ち「(神の) 恩寵の道」と“the way of nature” 即ち「自然の道」における後者を想起させる。ただし、当時の筆者は「自然の道」を「野生の動物のように好き勝手な生き方をする」と解釈したが、このコンテキストでは、当時のイングランド人に代表される文明人の性倫理は野生動物や「未開人 (Savages)」と呼ばれる人々のそれよりも劣悪であるとデフォーは捉えていたようだ。それゆえに、「理性」がいかに大切かということが力説される。数例を以下に紹介する：

[They ought to] bring Nature under the Government of Reason, and in short, bring the Body under the command of the Soul, for that is the whole Case. (p. 78)
 （[そのような性的に奔放な人々は] 自然を理性の支配下に置き、そして、つまり肉体を魂の支配下に置くべきなのは、それが全てであるからだ）

または：

THE Excesses and Extremes of our Passions are in almost all Cases the scandal of the rational Life, the principal Cause of which is, because Reason is given to Man as a guard to him against all the Exorbitances of Nature. Reason is the Rule of Life to a Man, as Religion is to Christians; (p. 79) （我々の情熱の行き過ぎや極端

さは、ほとんどの場合、理性的な生活の恥辱となる。その主な原因は、理性が自然のあらゆる常軌を逸した行為に対する防御として人間に与えられているからである。人間にとって理性は生活の規範であり、それはキリスト教徒にとっての宗教と同じである）

「理性」の抑えが効かなくなると、「自然」は箍（たが）が外れ、やり放題になる様子をデフォーは、第13章で他の抽象的な概念も含め擬人化して描写している：

When the Vice prompts, when the sensual Part stirs, the Voice of Reason is drown'd and still'd by the Clamour of the Senses; Nature rebels against Principle, Vice gets the better of Virtue, and the wicked Appetite sinks all the Resolutions of Abstinence and Moderation. (p. 228)
 （悪徳が促し、官能的な部分が躍動し出すと、理性の声は感覚の叫びによってかき消され、静められる。すると自然は道義に反抗し、悪徳は美德に勝ち、邪悪な性欲は禁欲と節制の決意を全て沈めてしまう）

その他の「自然」の用例についても簡単に触れておきたい。これまでに何度も〈自然の法〉を引用したが、これは全て〈掟〉のことである。すなわち、この法は「人為によらず自然、正しい理性、宗教に基づき、人間社会内で倫理的拘束力を持つと考えられる原理」（『ランダムハウス英和大辞典』）を指すのだが、〈自然の法〉にはもう一つ、「自然（現象）の法則」（前掲書）という意味もあり、その意味での用例も観察される。それは、徳の高い紳士と彼に求愛され結婚する高貴で美しい女性の挿話に見られる。貞淑と評判の妻は実は結婚の前に不義を働いていたことが「自然の法則」によって露見する：

What Torment swell'd his Breast, when, within the compass of half a Year, he finds the virtuous Charmer, the Mistress of his chaste Affections, not only with Child, but not able any longer to conceal, that by the unalterable Laws of Nature it could not be his. (p. 49)
 （半年も経たないうちに、貞淑な魅力的な女性、彼の貞淑な愛情の女主人が、妊娠しているだけでなく、自然の不変の法則により、それが彼の子供であるはずがないことをもはや隠し通すこともできないことに気づいたと

き、どんな苦しみが彼の胸を膨らませたであろうか)¹⁰

次に、第5章の要旨は「結婚した後、公に子供が欲しくないと宣言し、妊娠を防ぐために物理的または悪魔的な手段を使うことに関して (“Of Marrying, and then publicly professing to desire they may have no CHILDREN, and of using Means physical or diabolical, to prevent Conception.” p. 99)」となっているが、意図的な避妊（裏を返せば、望まない妊娠）は当時のイギリスで道徳的に切実な問題であったのだろうか。いずれにせよ、デフォーは第3章で「創世記」1章28節「そして神は彼らを祝福し、彼らにこう言われた、生めよ、増えよ、地に満ちよ (And GOD blessed them, and GOD said unto them, be fruitful, and multiply, and replenish the Earth. p. 62)」を引用していることから、〈意図的な避妊〉に対して極めて批判的である。デフォーのこの章で開陳する自説は現代であればフェミニストから大いに非難されるであろう。例えば、「子供の母親になりたい、親族を増やしたい、つまり家族を持ちたいと望んでいないのなら、正気的女性で結婚の束縛に身を縛り付ける人がいるだろうか (I say, what Woman in her Senses would tie her self up in the Fetters of Matrimony, if it were not that she desires to be a Mother of Children, to multiply her Kind, and, in short, have a Family? : p. 102)」、「子供を嫌うのは不自然である。(中略)しかし、男性または女性が結婚してから、子供を持ちたくないと言うのは、狂気に次ぐ途方もないナンセンスである (the aversion to Children was unnatural; ... But for a Man or Woman to marry, and then say, they desire to have no Children, that is a Piece of preposterous Nonsense, next to Lunacy. p. 102)」等。避妊薬を服用する女性について以下の描写がある：

she poisons her Body, she locks up Nature, she damns¹¹ her self to a certain and eternal Barrenness for the Time to come; (p. 118) (彼女は自分の体を毒し、彼女は自然を閉じ込め、彼女は来るべき時のために確実かつ永遠の不毛に自分自身を堰き止める)

この章の後半、妻が不妊と分かった時、夫は子供が

授かるように神に祈るが、子供が欲しくない妻は「彼の祈りが叶わないように悪魔に助けを求める (she goes to the Devil for help, that his Prayers may be frustrated; p. 122)」というエピソードを紹介し、「一体これのどこが誠実なのだろうか、少なくとも、彼女は夫に対しては貞淑なのだろうか (where is the Honesty of all this, pray? At least, how is she just to her Husband? p. 122)」と疑問を投げかけ、次のように述べる：

It is likewise an immoral Action in it self, as it is inconsistent with the Reason and Nature of Things, and clashes with several stated Rules of Life, which are of divine Institution. (p.122) (それは同様にそれ自体が不道徳な行為である、なぜならば、それは物事の道理と自然 (本質) に反し、神聖な制度であるいくつかの定められた生活規則に反するためだから)

この作品には“the Nature of the Thing” (物事の自然、本質) というフレーズが9例観察されるが、上記の下線部とほぼ同じ意味合いで使用されている。最後に、その中から2例のみ挙げておく：

they marry now meerly to gratify the sensual Part, without the Views which the Nature of the Thing, called Matrimony, ought to give them. (p. 49) (彼ら男女は、結婚と呼ばれる物事の自然が彼らに与えるはずの目的 (計画) なしに、今では官能的な部分を満足させるためにだけに結婚するのである)

Matrimony is a solemn Work, 'tis proposed as a sacred Institution, and the conjugal State is, upon all Occasions, look'd upon, by those that confider and understand it, as a kind of Civil Establishment in life; to engage in it Rashly, and without Consideration, is perfectly inconsistent with the Nature of the Thing, (p. 50) (結婚は厳粛な行為であり、神聖な制度として提案されており、夫婦関係は、それを信頼し理解する人々によって、あらゆる機会に、人生における一種の公的な制度と見なされている。軽率に、そして熟慮せずに婚約することは、物事の自然と完全に矛盾するものである)

¹⁰ このエピソードの続きは、寛大な夫は深く後悔する妻を赦すが、相手の男を見つけ出し、決闘し、敵に傷を負わせるが、自らも命を落とす。これについて、デフォーは「裏切られた結婚の悲惨な結末 (Miserable Effect of abus'd Matrimony! p. 49)」と記している。

¹¹ ここでの“damn”は「(流れなどを) 堰き止める」という意味の動詞“dam”の1600s-1700sにおける「異形 (Variant forms) (OED s.v. dam, v.1) としての使用である。しかし、綴り字通りの“damn”の「(神に) 永遠に罰せられる、破滅させる」を意味も同時に込められているように思われる。

III 「自然」の一部としての人間

この連載エッセイ〈「自然」の声を聴け〉をかつて以下のような言葉で締め括った回がある（村田 2021: pp. 61-2）：

私たち人間もそもそも「自然 (human nature)」ではなかったか。私たち人間も（中略）「神の力より創り上げられた自然の全体系」の一部であることを思い出してもよい時期なのかもしれない。

〈人間は自然の一部〉という表現をどこかで読んだ記憶があったのに、その時は思い出せずにいた。以前読んだ本をあれこれ読み返すうちに、このフレーズはレイチェル・カーソン (Rachel Carson 1907-1964) の警告の書 *Silent Spring* (2000 [1962]) 『沈黙の春』に見つかった：

Where do pesticides fit into the picture of environmental disease? We have seen that they now contaminate soil, water, and food, that they have the power to make our streams fishless and our gardens and woodlands silent and birdless. Man, however, much he may like to pretend the contrary, is part of nature. Can he escape a pollution that is now so thoroughly distributed throughout our world? (p. 154) (農薬は環境の病気という全体像のどこに当てはまるのだろう。農薬が今や土壌、水、食物を汚染し、川に魚が住まないようにさせ、庭園や森林を鳥の鳴き声が消えないほど沈黙させる力を持っていることは、すでに見てきた。しかし、人間は、どんなに正反対の態度を取ろうとしても、自然の一部なのだ。今や世界中に広まっている汚染というものから人は逃れることができるのだろうか)

これに関連して、思い出した言葉がある。作家・五木寛之が自著で、野口体操の創始者である野口三千三 (1914-1998) の言葉を紹介して次のように書いている（なお、オリジナルの改行されてある箇所は詰めて、また某点は〈 〉に修正して引用している）：

（前略）彼（野口）の考えかただと、要するにもともと人間は宇宙物質の一部である、ということになる。「自分」とは「自然」の「一部」であり、「自然の分身」という表現を略したものだ、という彼の説は、まさに目か

らウロコの発言である。「自分自身を知れ」「自分とはなにか」それはすべての哲学史の出発点と断言していいテーマだった。野口三千三は、その問いにナタでたたき切るような力強い答えを出す。「自分とは〈自〉然の〈分〉身である」と。終わりのない「自分さがし」は、もうこの辺で打止めにしていよいよころではあるまいか。自分とはなにか。それは「自然の一部である」とはっきり自分に言いかければよい。 (pp. 25-6)

これまでの論考で、英語の“Nature”と日本語の「自然」は本質的な部分で極めて似通っていることを度々指摘してきたが¹²、「人間」の本質的定義においても共通点を見出すことができるのは非常に興味深いと言えよう。

IV おわりに

今回のエピグラフに使用したのは、『夫婦間の淫猥』第7章冒頭の言葉である。再度（少し長めに）引用する：

TO Love and not to Marry, is Nature's Aversion; to Marry and not to Love, is Nature's Corruption; the first is Hateful, the last is really Criminal; (p. 133) (愛しているのに結婚しないのは自然の嫌悪であり、結婚しているのに愛していないのは自然の腐敗である。前者は憎むべきものであり、後者は実に罪深いことである)

下線部「自然の嫌悪」と「自然の腐敗」のどちらにも「自然」という語が使用されているが、意味は微妙に異なる。「自然の嫌悪」とは、〈自然〉が忌み嫌うことである。したがって、ここでは人間の肉体と精神を造り上げた〈自然（の女神）〉あるいは〈造化（の神）〉が意図されているように思われる。前述したように、〈自然〉はデフォーの中ではキリスト教の〈神 (God)〉に（ほぼ）等しいと考えられるならば、〈神の嫌悪（神が忌み嫌う）〉と読み換えることも可能であろう。

一方で、「自然の腐敗」とは、自然が汚される（墮落させられる）ことである。ここでの〈自然〉には、人間の内側にある〈自然〉、すなわち人間の〈本性〉や〈性質〉の意味が読み取れる。

以上、『夫婦間の淫猥』の「自然」に焦点を絞って、多くの用例を観察してきたが、筆者はデフォーの説く性道德の厳格さに息苦しさを感ずることも少

¹² 一例として（村田 2024: p. 37）を参照のこと。

なくなかった。使用したテキストの（編者 Liz Bellamy による）「序文」には、この作品の評価については賛否両論あり、軽蔑的なニュアンスを持つ“puritanical”（ピューリタンのように潔癖な）と形容した女性批評家の論文も紹介してある（p. 1）。道徳的な内容はさておき、種々の性行為の是非について「自然（の法）」が判断基準になるのは、筆者には解るようで解らない部分が多い。なぜなら、ある行為が〈自然か、それとも不自然か（natural or unnatural）〉についての区別は、時代や国民性の違いだけでなく、個人のレヴェルにおいても判断基準が異なり、どうしても〈主観的〉にならざるを得ないからである。

〈多様性 (diversity)〉が尊重される現代において、性の多様性は特に重視され始めている。〈はじめに〉で触れた同性愛についても一定の理解と配慮はなされつつあるようにも感じるが、それでも異性愛者は同性愛を公然と批判しなくても、内心では「自然に反する」とか「不自然だ」と考える人も少なくないのではないか。20世紀後半に活躍したアメリカの作家トルーマン・カポーティ (Truman Capote 1924-84) の最初の長編小説 *Other Voices, Other Rooms* (1948)¹³ には、ゲイの傾向を指摘された男性の登場人物が次のように語る場面がある（注：この箇所については参考文献に挙げた堀内正規氏の素敵なタイトルの著書で知った）：

The brain may take advice, but not the heart, and love, having no geography, knows no boundaries: weight and sink it deep, no matter, it will rise and find the surface: and why not? any love is natural and beautiful that lies within a person's nature; (p. 113) (頭は助言を受け入れるかもしれないけど、心はそうではない。愛には地形というものがなくて境界を知らない。愛を重さで深く沈めようとも、難なく浮上して表面を見つかるだろう。まあ、いいじゃないか。一人の人間の自然の中にある愛はどんなものも自然で美しい)

カポーティ自身も同性愛者であったと言われるが、時代を考慮すれば、かなり勇気ある発言である。同性愛を〈不

自然〉と断罪した18世紀前半のイギリスから200年以上の時を経た20世紀半ばのアメリカに、「一人の人間の自然（本性・性質）の中にある愛はどんなものも自然で美しい」と堂々と書ける作家が出てきたことは〈大いなる前進〉と言えるのではないだろうか。¹⁴（つづく）

参考文献

- Capote, Truman (2004 [1948]) *Other Voices, Other Rooms*. London: Penguin Books.
- Carson, Rachel (2000 [1962]) *Silent Spring*. London: Penguin Books.
- Defoe, Daniel (2006 [1727]) *Conjugal Lewdness* (edited by Liz Bellamy) as Volume 5 in *Religious and Didactic Writings of Daniel Defoe*. London: Pickering & Chatto.
- 五木寛之 (2004)『元気 人はみな元気に生まれ元気の海へ還る』. 幻冬舎.
- 塩谷清人 (2011)『ダニエル・デフォーの世界』. 世界思想社.
- 堀内正規 (2019)『生きづらいこの世界で、アメリカ文学を読もう：カポーティ、ギンズバーグからメルヴィル、ディキンソンまで』. 小鳥遊書房.
- 村田和穂 (2020)「自然」の声を聴け—英米文学作品における“Nature”をめぐる—(1)序、『有明工業高等専門学校紀要』第55号, pp. 1-15.
- 村田和穂 (2021)「自然」の声を聴け—英米文学作品における“Nature”をめぐる—(2),『有明工業高等専門学校紀要』第56号, pp. 55-62.
- 村田和穂 (2022)「自然」の声を聴け—英米文学作品における“Nature”をめぐる—(3),『有明工業高等専門学校紀要』第57号, pp. 50-65.
- 村田和穂 (2023)「自然」の声を聴け—英米文学作品における“Nature”をめぐる—(4),『有明工業高等専門学校紀要』第58号, pp. 21-28.
- 村田和穂 (2024)「自然」の声を聴け—英米文学作品における“Nature”をめぐる—(5),『有明工業高等専門学校紀要』第59号, pp. 30-37.

¹³ 一般には『遠い声、遠い部屋』の邦題で知られ、2023 年には村上春樹による同題の新訳が新潮社から出版された。

¹⁴ 〈大いなる前進〉と書いたが、アメリカは州や地域によってはイギリスよりも性道徳についてはるかに保守的な部分もあることを忘れてはならない。例えば、映画化もされた Annie Proulx 著 *Brokeback Mountain* (1998) ではワイオミングの二人

の若い牧童（男性）の真剣な恋愛が描かれている（ただし、二人はそれぞれ結婚して子供もいるので「両性愛者」である）。そのうちの一人は不慮の事故で死ぬが、残された彼は亡くなった恋人はヘイトクライムの犠牲になった（殺害された）と確信している。